

中区自立生活等支援事業受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、横浜市中区入札参加資格審査・業者選定委員会要綱第8条の規定に基づき、「中区自立生活等支援事業」を公募型プロポーザル方式により受託候補者を選定する場合の手續等について、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施取扱要綱」という。）及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、必要な事項を定める。

(参加資格)

第2条 選定に参加できる者は、次の各号の全てに該当するものとする。

- (1) 横浜市一般競争入札有資格者名簿（物品・委託等）に、「福祉サービス」又は「その他の委託等」のいずれかの種目で掲載されていること、若しくは実施取扱要綱第9条に定めるプロポーザル参加意向申出書を提出した時点までに当該種目において現に申込み中であり、受託候補者を特定する期日までに登録が完了していること。
- (2) プロポーザル参加意向申出書の提出期限から受託候補者の特定の日までの間のいずれかの日において、横浜市指名停止等措置要綱（平成16年4月1日）の規定による指名停止を受けていない者であること。
- (3) 代表者又は役員が、以下の項目に該当しないこと。
 - ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わっていない者
 - イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を今後受ける可能性がある者
- (4) 代表者又は役員が、横浜市暴力団排除条例（平成23年12月横浜市条例第51号）第2条第3号の暴力団員でないこと。
- (5) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- (6) 宗教活動又は政治活動を主たる目的としていないこと。
- (7) 市税を滞納していないこと。
- (8) 会社更生法、民事再生法による更生、再生手続き中でないこと。
- (9) 2年以内に労働基準監督署から是正勧告を受けていないこと。又はこれを受けた場合において、必要な措置の実施について労働基準監督署に報告済みであること。
- (10) その他、公序良俗に反する行為を行っていないこと。

(参加表明手続き)

第3条 参加を申請する者は、「参加意向申出書」を提出すること。

(参加資格の確認と提出要請書の送付)

第4条 前条の参加意向申出書を提出した者に、参加資格確認書を通知する。参加資格を確認した者には、提出要請書を送付し、「提案書」の提出を要請する。

2 資格を有することが認められない旨の通知を受けた者は、書面によりその理由の説明を求めることができる。書面は当区が通知を発送した日の翌日起算で、横浜市役所（以

下「市役所」) 閉庁日を除く 5 日後の午後 5 時までに参加意向申出書の提出先まで提出しなければならない。

- 3 前項により説明を求められたときは、当区が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く 5 日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(提案書の内容)

第 5 条 実施取扱要綱第14条第 1 項第 1 号に定める提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 当該業務の実施方針
- (2) 当該業務の実施内容と手法
- (3) 業務実施体制

(評価)

第 6 条 受託候補者の選定については、次に掲げる事項等を総合的に判断して行うものとする。

- (1) 業務実施方針の妥当性・実現性等
 - (2) 提案内容の妥当性・実現性等
 - (3) 実施体制の妥当性・実現性等
 - (4) ワーク・ライフ・バランス、障害者雇用等に関する企業としての取組
- 2 提案内容の評価に当たっては、提案書に基づくヒアリングを実施するものとする。
 - 3 提案者が 1 者の場合であっても、評価を実施する。ただし、各委員の「企業としての取組」を除く部分の評点の合計が、評価を行った委員の人数に評点の満点の数字を乗じた点数の 60% に満たない、又は同部分（ただし評価対象「類似業務実績」を除く）に最低評価（E 評価）がある場合は受託候補者とししない。
 - 4 各委員の評点の合計が最も高い者が 2 以上ある場合は、委員の投票により順位を決定する。投票結果が同数の場合は、委員長の判断により順位を決定する。

(評価委員会)

第 7 条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認
 - (3) ヒアリング
 - (4) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会には、委員長、副委員長及び委員を置くものとし、次の者をもって充てる。
 - (1) 委員長 中区福祉保健センター担当部長
 - (2) 副委員長 中区福祉保健課長
 - (3) 委員 中区区政推進課長、中区高齢・障害支援課長、中区生活支援課生活支援担当課長

- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
- 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。
- 5 委員長は、評価結果を中区入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。
- 6 委員会の総務は、中区生活支援課が行う。

(評価結果通知)

第8条 選定、非選定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

- 2 選定されなかった旨の通知を受けた提案者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は、当区が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 3 前項により説明を求められたときは、当区が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し、書面により回答する。

(選定の効力)

第9条 受託候補者選定の効力は、当該選定された者が本事業を開始した年度から起算して5か年度とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、受託候補者が次の各号のいずれかに該当し、下記の事項により受託者として適当でないと認めるときは、区長は受託候補者の選定を取り消し又は運営の停止を命じることができる。

(1) 事業実施にあたって、区との連携及び協力の姿勢がないとき。

(2) 事業の委託契約について重大な違反があり、そのことにより委託契約を継続することが困難なとき。

(3) その他受託者として適当でないと区長が認めるとき。

(その他)

第10条 この要領の運用に関し必要な事項は、区長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和2年11月19日から施行する。

(その他)

- 2 中区自立生活等支援事業受託候補者選定に係る実施要領(平成27年12月15日制定)は、令和2年11月18日をもって廃止する。